

Ⅱ. 台風時等における訓練の取扱いについて

訓練は、原則、天候に左右されず実施するものであるが、天候悪化に伴い警報が発令された場合等、状況によっては受講者の安全確保を優先する必要があるため、台風時等における訓練については以下のとおり取扱うこと。

訓練開始前

1. 金沢市地域にて下記①～③の警報のいずれかが発令された場合、下記表のとおりに取り扱うこと。

〈警報の種類〉※金沢市地域に発令されたものに限る

- ①大雨（警戒レベル4以上）の警報
- ②暴風特別警報
- ③大雪と暴風雪の両方の警報（または特別警報）が同時発令された場合

上記①～③の警報等が解除された時間			午前 11 時以降も 警報等が解除されない
～午前 7 時まで	～午前 9 時まで	～午前 11 時まで	
通常開講	速やかに通所 →出席状況を勘案し開始時間を繰り延べて開講	午後 1 時(4 限目)から開講	終日休講

2. 受講者の居住地域により道路冠水、浸水、洪水、土砂崩れ等状況が異なるため、通所が困難な場合は危険を冒してまで通所せず各自の適切な判断によって対処するものとし、その状況を必ずセンターに連絡すること。

連絡先：訓練課 受講者係 TEL076-267-8060（対応可能時間 8：30～17：15）

※対応時間外については、「緊急対応電話：076-266-2871」へ連絡すること。

3. 休講等について上記 1 によりがたい場合は、担当指導員から緊急連絡票により連絡すること。

訓練中

1. 金沢市地域において上記 1 ①～③の種類の警報（以下「警報等」と言う。）が発令された場合、原則として発令以後は休講とする。
2. その他の警報等が想定される場合、状況によって所長の判断により、休講とする場合があること。
3. 居住地域が危険にさらされていると思慮される場合は、個別に担当指導員に相談すること。

企業実習中の場合

実習先企業の判断、指示によること。

その他

1. 自然災害による訓練の欠席は「やむを得ない理由」として認められるものの、その場合も訓練修了のためには「8割以上の出席」という要件を満たす必要があることから、休講とした場合は、可能な限り7限目の補講により休講となった訓練を行うものとする。
2. 公共交通機関の遅延や運休により、やむを得ず遅刻または欠席する場合は、遅延（運休）証明書の原本を提出すること。
3. 救助法の適用等、自然災害により欠席せざるを得なかった場合は、罹災証明を提出すること。
4. JR西日本及びその他の交通機関が運行中の場合であっても、警報等の発令の有無を優先し判断すること。